

山口市現場代理人等取扱要領の一部を改正する要領 (No.61)

改正の概要

建設業法施行令の改正により、主任技術者等の現場専任が必須となる工事が、請負金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上から、請負金額 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上に改められたことに準じ、現場代理人の兼務の要件を改正する。また、兼務の対象となる工事について、山口市が発注する工事に限らない旨を正確に示すため、略称規定を改正する。

施行期日：令和 5 年 1 月 1 日

新旧対照表	
新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、_____工事_____を複数同時に受注した受注者について、最初に受注した工事の現場代理人と他の工事の現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）との兼務を認めるための条件及び山口市が発注する工事における手続等について必要な事項を定める。</p> <p>(兼務)</p> <p>第 4 条 受注者は次の第 1 号の要件のいずれかを満たすとともに、第 2 号の要件の全てを満たす場合は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人等として配置できるものとする。</p> <p>(1) 個別要件</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>ウ 次の要件をいずれも満たす場合</p> <p>(ア) 兼務する工事契約が 3 件以内であること。</p> <p>(イ) それぞれの契約金額が4, 000 万円（建築一式工事は8, 000 万円）未満であること。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、山口市が発注する建設工事（以下「工事」という。）を複数同時に受注した受注者について、最初に受注した工事の現場代理人と他の工事の現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）との兼務を認めるための条件_____等について必要な事項を定める。</p> <p>(兼務)</p> <p>第 4 条 受注者は次の第 1 号の要件のいずれかを満たすとともに、第 2 号の要件の全てを満たす場合は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人等として配置できるものとする。</p> <p>(1) 個別要件</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>ウ 次の要件をいずれも満たす場合</p> <p>(ア) 兼務する工事契約が 3 件以内であること。</p> <p>(イ) それぞれの契約金額が3, 500 万円（建築一式工事は7, 000 万円）未満であること。</p> <p>(2) 省略</p>